

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇訓 令 鳥取県消防教養訓練指導吏員等服制規程の一部を改正する訓令

◇告 示 町及び字の区域及び名称を変更する旨の届出解除予定の保安林

◇公 告 換地処分をした旨の届出土地の用途廃止
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験の実施

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県消防教養訓練指導吏員等服制規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

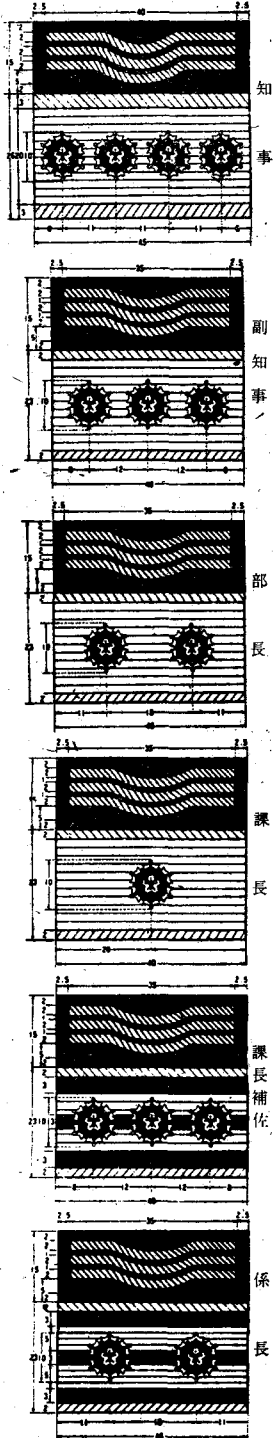
昭和四十四年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県消防教養訓練指導吏員等服制規程の一部を改正する訓令

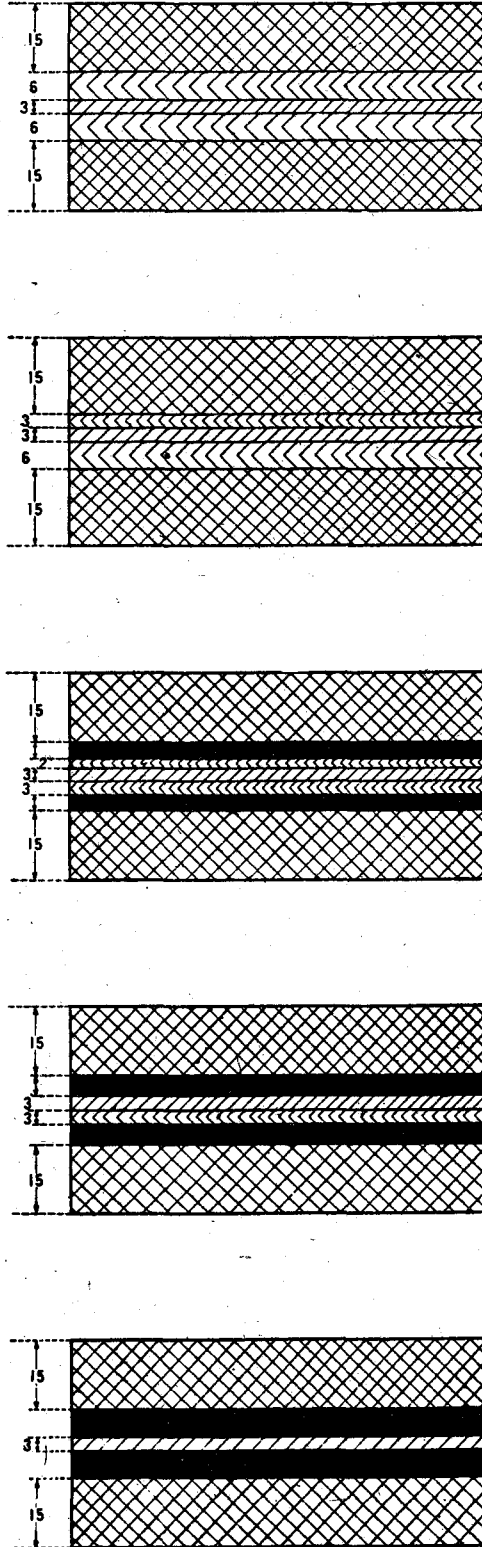
鳥取県消防教養訓練指導吏員等服制規程（昭和二十九年三月鳥取県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

胸章



別表の胸章の図を次のように改める。

帽帯



知事
副知事
部長

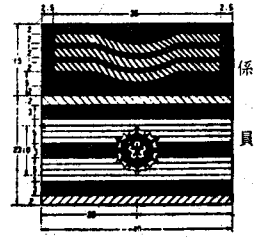
課長

課長補佐

係長

係員

別表の帽帯の図を次のように改める。



附則

この訓令は、昭和四十四年二月十四日から施行する。

告示

鳥取県告示第百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域及び名称を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

右の変更は、昭和四十四年三月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和四十四年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域及び名称の変更に係る町及び字の名称

同上の区域(昭和四十四年一月十日現在の地番による。)

商 栄 町

安長字前内三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九及び四一〇並びにこれらと一体をなす国有地及び市有地、安長字広田の全域、秋里字下八本松一五三の一、一五三の三、一五三の四、一六二の一、一六二の二

鳥取県告示第百十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字大寺屋北方二八二九の一七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年二月十四日

秋里字下八本松	安長字前内	
秋里字下八本松のうち一五三の一、一五三の三、一五三の四、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六三の二、一六三の三、一六四の一、一六四の二、一六四の三、一六五、一六六、一六七、一七八、一八九及び一七〇並びにこれらと一体をなす国有地及び市有地以外の区域	安長字前内のうち三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九及び四一〇並びにこれらと一体をなす国有地及び市有地以外の区域	二、一六三の一、一六三の二、一六四の一、一六四の二、一六四の三、一六五、一六六、一六七、一七八、一六九及び一七〇並びにこれらと一体をなす国有地、秋里字池田の全域、秋里字上八本松の全域並びに秋里字八反長の全域

鳥取県知事 石 破 二 朗
一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字宝木字西浜一五六一の一〇〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡北条町大字江北七百九十八番四地江北土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る東伯郡北条町江北地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年二月六日から用途廃止した。

昭和四十四年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面	用途
	(平方メートル)	
鳥取市田島字岸ノ下二一ノ三番地先から 字樋ノ詰二〇九ノ二番地先まで	一九四・八六	道路敷

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和44年2月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 試験の日時
学科試験 昭和44年2月27日 午前9時から
実地試験 昭和44年2月28日 午前9時から
- 試験の場所
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 受験願書の提出期限
昭和44年2月22日（郵送の場合は、昭和44年2月22日までの消印のあるものは有効とする。）
- その他受験についての詳細は、鳥取県厚生部衛生課へ問い合わせると。